

南大隅町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

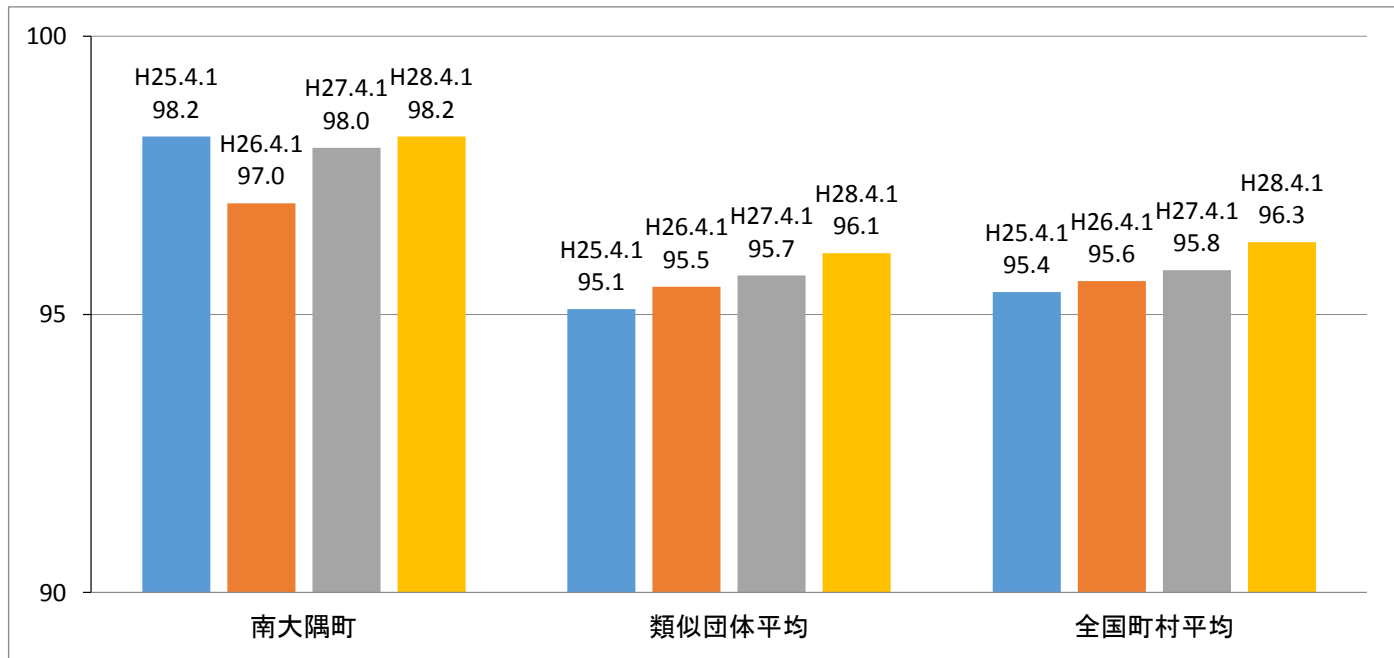
区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	
平成27年度	7,971	7,704,759	228,422	1,152,179	15.0	16.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 町村類型Ⅱ-0 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成27年度	112	435,411	49,671	171,133	656,215	5,859	5,650

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与削減措置が無いとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--	--

(4) 給与改定の状況

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円 (%)	%	%	%
平成27年度						

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。
 ※ 本町は人事委員会を設置していませんので、記載を省略します。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成27年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

※ 本町は人事委員会を設置しておりませんので、記載を省略します。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料の見直し
[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、1級のみ据え置きとし、高年齢層については、最大4%の引下げ。激変緩和措置のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し
地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
南大隅町	45.40 歳	335,700 円	364,016 円	362,329 円
鹿児島県	44.90 歳	328,300 円	404,242 円	362,366 円
国	43.60 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.80 歳	307,432 円	353,054 円	336,977 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		南大隅町	鹿児島県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	176,700 円	176,700 円
	高 校 卒	144,600 円	144,600 円	144,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成28年4月1日現在)

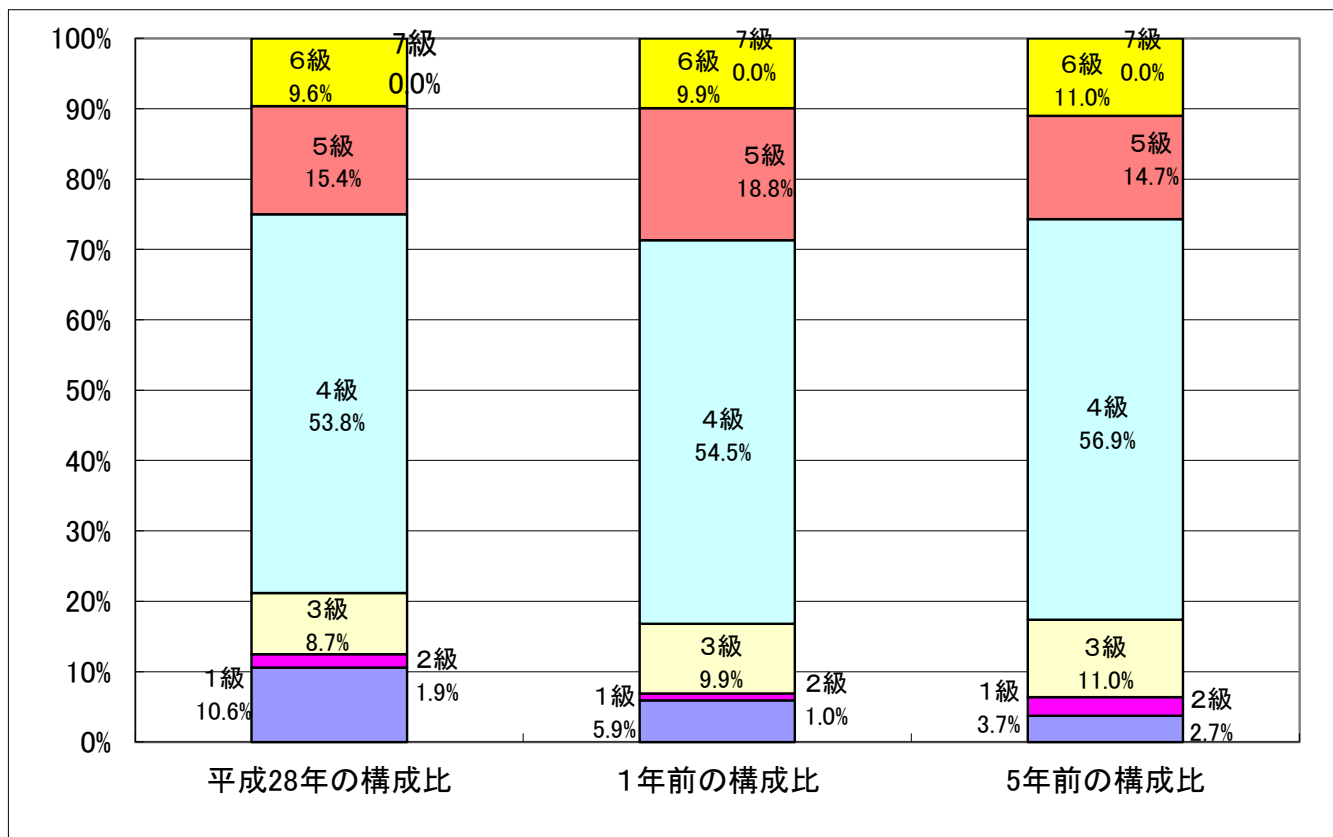
区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	290,200 円	332,200 円	357,300 円	378,900 円
	高 校 卒	237,400 円	291,300 円	343,300 円	355,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・主事補又は技師補の職務 ・主事又は技師(2級に掲げる主事を除く。)の職務	11人	10.9%	140,100円	246,100円
2級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	2人	2.0%	190,200円	303,000円
3級	・主査の職務	9人	8.9%	226,400円	348,800円
4級	・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務 ・係長又は副主幹の職務 ・グループ長又は主幹の職務	56人	55.4%	255,900円	379,800円
5級	・課長、議会事務局長又は各委員会の事務局の長(以下「課長の等」という。)の職務 ・課長補佐、技術補佐、特に認めるグループ長又は徳認める主幹の職務 ・参事又は技官の職務	16人	15.8%	286,200円	391,800円
6級	・困難な業務を所掌する課の長等の職務 ・特に認める参事又は技官の職務	10人	9.9%	317,000円	409,000円
7級	・特に重要な業務を統括する課長で町長が定める職務 ・特に重要な業務を処理する参事で町長が定める職務	0人	0.0%	361,300円	443,700円

(注) 1 南大隅町職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に給料表の変更があったため、それ以降の構成比較をしている。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成26年4月から人事評価システムを係長以上の職員へ導入。平成27年4月からは人事評価システムを全職員へ導入。能力評価と業績評価の結果により昇給へ反映させている。昇給の号給数については、4号給(課長職以上3号給)とすることを標準とし、良好でなかった場合は2号給としている。また、55歳以上の職員については、原則として昇給は行わない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

南大隅町	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,608 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,623 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 役職加算5~15%、管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(南大隅町)

平成28年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分	○	○	○	○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

南大隅町	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 20.45 月分 27.41 月分	勤続20年 20.45 月分 25.556 月分	勤続20年 20.45 月分 25.556 月分
勤続25年 29.15 月分 34.58 月分	勤続25年 29.15 月分 34.58 月分	勤続25年 29.15 月分 34.58 月分
勤続35年 41.33 月分 49.59 月分	勤続35年 41.33 月分 49.59 月分	勤続35年 41.33 月分 49.59 月分
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 措置(2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 措置(2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 措置(2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 22,689 千円		

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在) 該当なし

支給実績(平成27年度決算)		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)		8,280 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)		8,280 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)		0.9 %		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫手当	特定の作業に従事した職員	感染症等に関する特定の業務	- 千円	日額1,000円
行路病人行路死亡人取扱手当	特定の作業に従事した職員	行路病人・行路死亡人の取扱業務	- 千円	1回2,000円
診療所医師手当	医療に従事する医師	医療業務	8,280 千円	月額1,000,000円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	2,336 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	21 千円
支給実績（平成26年度決算）	5,120 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	46 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	配偶者13000円、その他6500円、配偶者がいない場合そのうち1人11000円 特定加算5000円	同じ		19,148 千円	236,395 円
住居手当	月額12000円以上の賃貸住宅住む職員	同じ		6,599 千円	212,870 円
通勤手当	2kmを超え徒歩以外で通勤に段階により設定	同じ		5,705 千円	62,692 円
管理職手当	本給の10%以内で定額の月25,000円、ただし総務課長は35,000円	異なる	国は25%以内の定額	3,847 千円	320,583 円

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	市区町村長	760,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	() 円		817,000 円 /	378,500 円
給料	副市町村長	594,000 円		
	() 円		678,000 円 /	471,000 円
報酬	議長	306,000 円	364,000 円 / 220,000 円	
	() 円			
	副議長	248,000 円	285,000 円 / 177,000 円	
報酬	() 円			
	議員	227,000 円	263,000 円 / 143,000 円	
期末手当	市区町村長	(27年度支給割合)		
	副市町村長	3.15	月分 (15%加算措置あり)	
期末手当	議長	(27年度支給割合)		
	副議長	3.15	月分 (15%加算措置あり)	
退職手当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市町村長	760,000円×在職月数×500/100	15,200,000 円	任期毎
退職手当	副市町村長	594,000円×在職月数×280/100	6,652,800 円	任期毎
	備考	※退職手当の算定は、給料減額前の額を基礎として計算する。		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

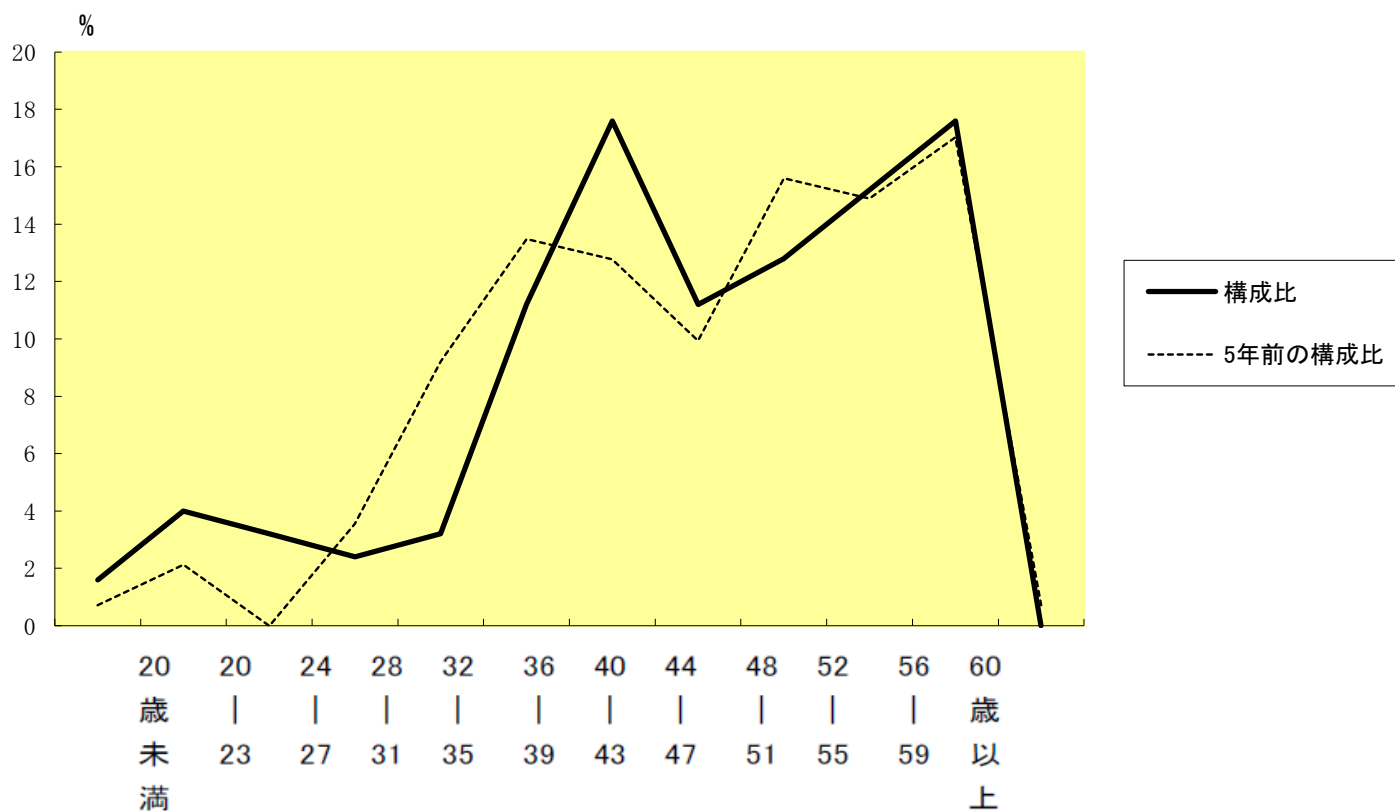
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成28年		
普通会計部門	一般行政部門	93	97	4	ふるさと納税・地方創生の推進に伴う職員増 診療所開設に伴う職員増
	計	93	97	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 126.84 人)
	教育部門	16	15	△1	事務合理化による職員減
	消防部門	0	0	0	
	小計	109	112	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 140.51 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 153.09 人)
公営会計事業部等門		14	13	△1	県からの派遣職員受け入れに伴う職員減
	小計	14	13	△1	
合 計		123	125	2	人口1万人当たり職員数 156.82 人
		[186]	[186]	[0]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳 - 23歳	24歳 - 27歳	28歳 - 31歳	32歳 - 35歳	36歳 - 39歳	40歳 - 43歳	44歳 - 47歳	48歳 - 51歳	52歳 - 55歳	56歳 - 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	5人	4人	3人	4人	14人	22人	14人	16人	19人	22人	0人	125人

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	人 100	人 96	人 93	人 91	人 93	人 97	▲ 3 (97.00 %)
教育	人 26	人 26	人 25	人 20	人 16	人 15	▲ 11 (57.69 %)
消防	人	人	人	人	人	人	
普通会計計	人 126	人 122	人 118	人 111	人 109	人 112	▲ 14 (88.89 %)
公営企業等会計計	人 15	人 14	人 13	人 14	人 14	人 13	▲ 2 (86.67 %)
総合計	人 141	人 136	人 131	人 125	人 123	人 125	▲ 16 (88.65 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。